

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の二及び電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(工作物の範囲)</p> <p>第五十四条の二 法第四百四十三条の二第一項の総務省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 鉄塔 二 木柱（H柱又は人形柱を除く。）、コンクリート柱又は鉄柱 三 H柱又は人形柱 四 支線又は支柱 五 線路保護用柱、支線柱、標柱又は標石 六 ハンドホール又はマンホール 七 管路、とう道その他の工作物 <p>2 令別表第二の使用面積を単位として対価の額を定めることが適当であると認められるものとして総務省令で定めるものは、前項第一号及び第七号に掲げるものとする。</p> <p>3 令別表第二の本数又は個数を単位として対価の額を定めることが適当であると認められるものであつて、土地の所有者の利益に及ぼす影響が大きくないものとして総務省令で定めるものは、第一項第二号、第四号及び第五号に掲げるものとする。</p> <p>4 令別表第二の本数又は個数を単位として対価の額を定めることが適当であると認められるものであつて、土地の所有者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定めるものは、第一項第三号及び第六号に掲げるものとする。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(工作物の範囲)</p> <p>第五十四条の二 「同上」</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 「同上」 二 「同上」 三 「同上」 四 「同上」 五 「同上」 六 「同上」 七 「同上」 <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p>

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

(認定鉄塔等提供事業者の会計報告)

第七條 認定鉄塔等提供事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び様式第二十六の鉄塔等提供事業損益報告を、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

附 則

〔1 略〕

2 当分の間、電気通信事業者、届出媒介等業務受託者又は認定鉄塔等提供事業者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

〔3・4 略〕

様式第26 (第7条関係)

鉄塔等提供事業損益報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 円)

事業の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
鉄塔等提供事業				
鉄塔等提供事業以外の事業				
合計				

注1 鉄塔等提供事業と鉄塔等提供事業以外の事業とに関連する収益及び費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦すること。

2 鉄塔等提供事業と鉄塔等提供事業以外の事業とに共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの事業の勘定に整理すること。ただし、その基準によって配賦することが著しく困難な場合は、その全部を主たる用途の事業の勘定に整理すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第七條 削除

附 則

〔1 同上〕

2 当分の間、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者で特別の事情があるものは、総務大臣の承認を受けて、この省令の規定によらないことができる。

〔3・4 同上〕

様式第26 削除

附 則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年〇月〇日）から施行する。